

第1章 幼稚園における教育の意義

I 幼稚園教育要領の改訂の要点

1 総則

① 幼稚園における教育の基本

「幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであること」は、従前は、「幼稚園における教育の目標」で規定していたが、幼稚園教育要領の改訂に準じ、第1章総則「第1 幼稚園における教育の基本」で規定した。

② 幼稚園における教育の目標

学校教育法や幼稚園教育要領の改訂を踏まえ、次の目標の達成に努めることを示した。

○ 学校教育法第23条に規定する幼稚園教育の目標

○ 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な態度や習慣などを育て、心身の調和的発達の基盤を培うようにすること。

③ 教育課程の編成

幼稚園は、幼稚園における教育の目標の達成に努めることにより、義務教育及びその後の教育の基礎が培われることを明確にした。

2 ねらい及び内容等

各領域のうち、幼稚園教育要領に準ずる「健康」、「人間関係」、「環境」、「言葉」及び「表現」については、幼稚園教育要領の改善に準じた改善を図ることとした。

また「自立活動」については、障害の重度・重複化、多様化等に対応する観点から、内容等の充実を図った。

3 指導計画作成上の留意事項

① 一般的な留意事項

すべての幼児に個別の指導計画を作成すること、多様な体験をするとともに心身の調和のとれた発達を促すようにしていくこと、家庭との連携に当たっては、保護者の幼児期の教育に関する理解が深まるよう配慮すること、幼稚園の幼児などと活動を共にすることを計画的組織的に行うこと関係機関と連携した個別の教育支援計画をすべての幼児に作成することなどを新たに示した。

② 特に留意する事項

複数の障害を併せ有する幼児の指導についての配慮事項、教育課程に係る教育時間終了後等に幼児を対象に行う教育活動の留意事項、地域における特別支援教育のセンターとしての役割などを新たに示した。

II 第1節 幼児期の特性と幼稚園における教育の役割

1 幼児期の特性

(1) 幼児期の生活

幼児期には、幼児は家庭において親しい人間関係を軸にして営まれていた生活からより広い世界に目を向け始め、生活の場、他者との関係、興味や関心などが急激に広がり、依存から自立に向かう。

- ① 生活の場 【解説① p 21～ p 22】
 - ・ 幼児期は、様々な関わりを通して徐々に世界が広がっていく時期である。
- ② 他者との関係 【解説① p 21～ p 23】
 - ・ 友達関係を重視する。
 - ・ 体験を通して他者との関係を築いていくことが大切である。
- ③ 興味や関心 【解説① p 23】
 - ・ 体験やコミュニケーションが重要性である。
 - ・ 他の幼児の存在や教師の言動が重要である。

(2) 幼児期の発達

- ① 発達のとらえ方 【解説① p 23～ p 24】
 - ・ 環境と関わりながら能力や態度などを獲得していく。
- ② 発達を促すもの 【解説① p 24～ p 25】
 - ・ 環境は、自然環境と人的環境を含めて広くとらえることが大切である。
- ③ 発達の特徴 【解説① p 24～ p 25】
 - ・ 発達の特徴についての理解が大切である。

2 幼稚園における生活

- (3) 適切な環境があること 【解説① p 28】
 - ・ 教師は幼児と環境の関わりについての的確に把握することが大切である。

3 幼稚園の役割 【解説① p 28～29】

- ・ 幼児期にふさわしい生活を通してしっかり育てることが大切である。

4 幼児部における教育と幼稚園教育要領 【解説① p 30】

- ・ 幼稚園教育要領は、幼稚園の教育課程の編成する基準を示すものである。

Ⅱ 第1章 総則

※ 新設事項

重点

1 第1 幼稚園における教育の基本

(第1章の第1 幼1ページ)

幼稚園における教育の基本	改訂のポイント、 補足・説明 【解説① p 31～ p 47】
幼児期における教育は、生涯にわたる*人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園における教育は、(略)幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。 このため、教師は幼児との信頼関係を十分に築き、幼児と共によりよい教育環境を創造するように努めるものとする。これらを踏まえ、次に示す事項を重視して教育を行わなければならない。 1 幼児は安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得てい	・ 教育基本法を受け位置付けられた。 ※ 人格形成の基礎を培う ・ 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っている。 2 幼稚園における教育においては、「環境を通して行う教育」が基本となる。 ・ 一人一人の幼児の個人差に留意しながら、適した環境を整えること。(環境の重視) ・ 幼児の主体性と教師の意図のバランスが大切。 ・ 教師主導の一方的な保育の展開ではなく、幼児が主体性を発揮して活動を展開していくことができるような幼児の立場に立った保育の展開が大切。 ・ 教師は、幼児の活動にゆだねるだけではない。

くものであることを考慮して、幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること。 2 幼児の自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心として第2章に示すねらいが総合的に達成されるようにすること。 3 幼児の発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること、また、幼児の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること その際、教師は、幼児の主体的な活動が確保されるよう幼児一人一人の行動の理解と予想に基づき、計画的に環境を構成しなければならない。この場合において、教師は、幼児と人やものとのかわりが重要であることを踏まえ、物的・空間的環境を構成しなければならない。また、教師は、幼児一人一人の活動の場面に応じて、様々な役割を果たし、その活動を豊かにしなければならない。	教師が、主体的に環境に働きかけるとともに受け止めていくことが重要。 3 幼児期に特に重視しなければいけないこと。 ① 幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること。 ② 遊びを通しての総合的な指導が行われるようにすること。 ③ 一人一人の発達の特性に応じた指導が行われるようにすること。 ・ 幼児期の教育は、次の段階の教育に直結することを主たる目標とするものではなく、後伸びする力を養うことを念頭に置いて、将来への見通しをもって、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである。(小学校の前倒しの教育ではない。) ・ 教師は、実際に行った幼児とのかかわりを振り返り自分自身を見つめることを通して、幼児一人一人に応じたより適切なかわりを考えること。 ・ 障害の状態に応じて発達の道筋を見通して、教育的に価値のある環境を計画的に構成していくことが大切。 ・ 教師は、主体的な活動を直接援助すると同時に教師自らも幼児にとって重要な環境の一つであることをまず念頭に置く必要がある。 ・ 教師同士が連絡を密にすることや幼稚部の教職員全員で一人一人の幼児を育てるという視点が大切。 ・ 教師同士が協力し合える開かれた関係をつくり出していくことが、教師の専門性を高め、幼稚部における教育を充実するために大切。 ・ 保護者に対する支援という観点から、個別の教育支援計画を作成し活用することが大切。 ・ 各関係機関との連携にも配慮することが大切。
--	---

2 幼稚部における教育の目標

(第1章の第2 幼1ページ)

幼稚部における教育の目標	改訂のポイント、補足・説明【解説① p 48～ p 50】
幼稚部では、家庭との連携を図りながら、幼児の障害の状態や発達の程度を考慮し、この章の第1に示す幼稚部における教育の基本に基づいて展開される学校生活を通して、生きる力の基礎を育成するよう次の目標の達成に努めなければならない。 1 学校教育法第23条に規定する幼稚園教育の目標 2 * 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な態度や習慣などを育て、心身の調和的発達の基盤を培うようにすること。	・ 幼稚園に準じた教育目標 ・ 特別支援学校の幼稚部独自の目標 ・ 「障害による学習又は生活上の困難」とは、例えば、目の病気や目が見えないことなどによってもたらされる日常生活や遊び等の諸活動における様々な困難や不自由な状態を意味している。 * 学校教育法を踏まえ「障害に基づく種々の困難を改善・克服する」を「障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図る」と改めた。

Ⅲ 第2章 ねらい及び内容等

1 ねらい及び内容の考え方と領域の編成

(第2章 幼3ページ)

ねらい及び内容の考え方と領域の編成	改訂のポイント、補足・説明【解説① p 60～p 62】
内容は、幼児が環境にかかわって展開する具体的な活動を通して総合的に指導されるものであることに留意しなければならない。ただし、自立活動については、個々の幼児の障害の状態や発達の程度等に 応じて、他の各領域に示す内容との緊密な関連を図りながら、自立活動の内容に重点を置いた指導を行うことについて配慮する必要がある	・ 幼稚園における教育の領域は、それぞれが独立した授業として展開される小学部の教科とは異なるので、後述する自立活動の内容に重点を置いた指導は別として、領域別(5領域)に教育課程を編成したり、特定の活動と結び付けて指導したりするなどの取扱いをしないようにしなければならない。(総合的な指導) ・ 自立活動については、前述したような総合的な指導を通してねらいの達成を図ることも大切であるが、それとともに幼児の障害の状態によっては、自立活動の内容に重点を置いた指導を行い、幼児の全体として調和のとれた発達を促すことも重要である。(自立活動に重点をおいた指導) ・ 幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うことを基本とし、遊びを中心とした生活を通して発達に必要な体験をし、幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすることが重要である。 (障害の特性に応じた指導が重要)

2 健康、人間関係、環境、言語及び表現

(第2章 幼3ページ)

健康、人間関係、環境、言語及び表現	改訂のポイント、補足・説明【解説① p 60～p 63】
ねらい、内容及び内容の取扱いについては、幼稚園教育要領第2章に示すものに準ずるものとするが、指導に当たっては、幼児の障害の状態等に十分配慮するものとする。	・ 特別支援学校における幼稚園の指導に当たっては、これらの各領域のねらい、内容等について、幼稚園教育要領及び幼稚園教育要領解説を参照するとともに、障害種別ごとに留意すべき事項についても十分に踏まえる必要がある。

(3) 自立活動

(第2章 幼3・4ページ)

ねらい 内容	改訂のポイント、補足・説明【解説① p 64～p 66】
1 ねらい ・ 個々の幼児が自立を目指し、※障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。 2 内容 (1) 健康の保持 (2) 心理的な安定 ※ (3) 人間関係の形成	※ 「障害に基づく種々の困難」を「障害による学習上又は生活上の困難」に改めた。 ・ 自立活動のねらいは、幼稚園における生活の全体を通して、幼児が障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために期待される態度や習慣などを養い、心身の調和的発達の基盤を培うことによって、自立を目指すこと。(略) 「調和的発達の基盤を培う」とは、一人一人の幼児の発達の遅れや不均衡を改善したり、発達の進んでいる側面を更に伸ばすことによって遅れている側面の発達を促すようにしたりして、全人的な発達を促進すること。 ※ 人間関係の形成 - ア 他者とのかかわりの基礎に関すること。 - イ 他者の意図や感情の理解に関すること。 - ウ 自己の理解と行動の調整に関すること。

(4) 環境の把握 (5) 身体の動き (6) コミュニケーション	エ 集団への参加の基礎に関すること。 ・ 環境の把握 イ 感覚や認知の特性への対応に関すること。 自立活動編を参照
---	--

(第2章 幼4ページ)

指導計画の作成と内容の取扱い	改訂のポイント、 補足・説明【解説① p 66～p 67】
(1) 自立活動の指導に当たっては、個々の幼児の障害の状態や発達の程度等の的確な把握に基づき、指導のねらい及び指導内容を明確にし、個別の指導計画を作成すること。その際、2に示す内容の中からそれぞれに必要とする項目を選定し、それらを相互に関連付け、具体的に指導内容を設定すること。	・ 幼稚部においては、自立活動に重点を置いて指導を行う場合はもとより、総合的に指導する場合においても、個別の指導計画に基づいて指導する必要がある。 ・ 個別の指導計画に盛り込まれる指導内容は、個々の幼児が必要とするものを自立活動の内容の中から選定し、それらを相互に関連付け、具体的に設定する。 ・ 「健康の保持」、「心理的な安定」、「人間関係の形成」、「環境の把握」、「身体の動き」又は「コミュニケーション」のそれぞれの区分に従って指導計画が作成されることを意図しているわけではないのでこの点に留意する必要がある。

(第2章 幼4ページ)

個別の指導計画作成上の留意事項	改訂のポイント、 補足・説明【解説① p 64～p 71】
※(2) 個別の指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮すること。 ※ア 個々の幼児について、障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などの実態を的確に把握すること。 イ 実態把握に基づき、長期的及び短期的な観点から指導のねらいを設定し、それらを達成するために必要な指導内容を段階的に取り上げること。 ※ウ 具体的に指導内容を設定する際には、以下の点を考慮すること。 (7) 幼児が興味をもって主体的に取り組み、成就感を味わうことができるような指導内容を取り上げること。 (4) 個々の幼児の発達の進んでいる側面を更に伸ばすことによって、遅れている側面を補うことができるような指導内容も取り上げること。 ※エ 幼児の活動の状況や結果を適切に評価し、個別の指導計画や具体的な指導の改善に生かすよう努めること。	※ 個別の指導計画の作成の手順について分かりやすく示す観点から従前の「指導内容を設定する際の配慮事項」を含めて、「幼児の実態の把握」、「指導のねらいの設定」、「具体的な指導内容の設定」、「評価」という個別の指導計画に基づく指導の展開に従って配慮事項を示すよう改めた。 ・ 個別の指導計画に基づく指導は、計画 (Plan)－実践 (Do)－評価 (Check)－改善 (Action)の過程で進められなければならない。 ※ 幼児の障害の状態などの実態を的確に把握することについて新たに示した。 ・ 実態把握の具体的な内容としては、病気等の有無や状態、生育歴、基本的な生活習慣、人やものとのかわり、心理的な安定の状態、コミュニケーションの状態、対人関係や社会性の発達、身体機能、視機能、聴機能、知的発達や身体発育の状態、興味・関心、障害の理解に関すること、学習上の配慮事項、特別な施設・設備や補助用具（機器を含む）の必要性、進路、家庭や地域の環境等 ・ 自立活動の指導に当たっては、具体的な指導内容を設定すること。 ・ 主体的に取り組み、成就感を味わうことができるような指導内容 ・ 発達の進んでいる側面を更に伸ばすことによって、遅れている側面を補うことができるような指導内容 ※ 個別の指導計画に基づく自立活動の指導が、適切な評価によって改善される必要があることから、幼児の活動の状況や結果を適切に評価し、個別の指導計画や具体的な指導の改善に生かすよう努めることを、新たに規定した。

(第2章 幼4ページ)

教師の協力体制	改訂のポイント、 補足・説明【解説① p 64～ p 66】
(4)※ 自立活動の時間を設けて指導する場合は、専門的な知識や技能を有する教師を中心として、全教師の協力の下に効果的に行われるようにすること。	※ 教師の協力体制が大切 複数の障害種別に対応する特別支援学校においては、それぞれの障害種別に対応した専門的な知識や技能を有する教師を学校全体で活用できるようにする必要がある。例えば、(略) また、複数の障害種別に対応する特別支援学校においては、それぞれの障害種別に十分な対応ができるように、教師の専門性の向上を図るための研修等を充実させる一方で、他の特別支援学校との連携協力を図り、必要に応じて、自立活動の指導についての助言を依頼することなども考えられる。

(第2章 幼4ページ)

専門の医師等との連携協力	改訂のポイント、 補足・説明【解説① p 73～ p 74】
(5)※ 幼児の障害の状態により、必要に応じて、専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めるなどして、適切な指導ができるようにすること。	※ 専門の医師をはじめ、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理学の専門家など各分野の専門家との連携協力については、必要に応じて、指導・助言を求めたり、連絡を密にしたりすること。 - 教師以外の専門家の指導・助言を得ることが必要な場合は例えば、内臓や筋の疾患がある幼児の運動の内容や量、脱臼や変形がある幼児の姿勢や動作、極端に情緒が不安定になる幼児への接し方などについては、専門の医師からの指導・助言を得ることが不可欠。 - 姿勢や歩行、日常生活や作業上の動作、摂食動作やコミュニケーション等について、幼児の心身の機能を評価し、その結果に基づいて指導を進めていくためには、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等からの指導・助言を得ることが大切であるさらに情緒や行動面の課題への対応が必要な場合には心理学の専門家等からの指導・助言が有益

IV 第3章 指導計画の作成に当たっての留意事項

1 一般的な留意事項

(第3章第1の3 幼5ページ)

個別の指導計画の作成	改訂のポイント、 補足・説明【解説① p 91～ p 93】
3 ※ 幼児の障害の状態などに応じた効果的な指導を行うため、一人一人の幼児の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成すること。また、個別の指導計画に基づいて行われた活動の状況や結果を適切に評価し、指導の改善に努めること。	幼稚園においては、一人一人の幼児の障害の状態や発達の程度等に応じて、必要に応じて自立活動に重点を置いた指導が行われるが、総合的な指導の中で、自立活動に配慮して、個別に必要な指導を行う場合もある。 ※ 例えば、学級ごとなどの集団で行う遊びなどの指導計画に、個々の幼児の実態に応じて、一人一人の指導のねらいや、環境設定上又は指導上の配慮などを個別に付記するなどして個別の指導計画を作成し、それに基づく効果的な指導が行われるようにするため、この項目を設けたところである。

(第3章第1の5 幼5ページ)

体験の多様性と関連性	改訂のポイント、 補足・説明【解説① p 94～ p 96】
※5 幼児が様々な人やものとのかわりを通して、多様な体験をし、心身の調和のとれた発達を促すようにしていくこと。その際、心が動かされる体験が次の活動を生み出すこと。	※ 幼稚園に新規に設けたところ。 - 体験の質が重要である。 - 教師は次のことを念頭に置く必要がある。 - 第一は、一人一人の幼児の体験を理解しようと努めることである。

とを考慮し、一つ一つの体験が相互に結び付き、学校生活が充実するようにすること。

- ・ 第二は、幼児の体験を教師が共有するように努め、共感することである。
- ・ 第三は、ある体験からどのような興味や関心が幼児の心に生じてきたかを理解することである。
- ・ 第四は、ある体験から幼児が何を学んだのかを理解することである。
- ・ 第五は、入学から幼稚部修了までの幼稚部における生活の中で、ある時期の体験が後の時期のどのような体験とつながり得るのかを考えること。

(第3章第1の9 幼6ページ)

家庭や地域社会との連携

- 9 幼児の生活は、家庭を基盤として地域社会を通じて次第に広がりをもつものであることに留意し、家庭との連携を十分に図るなど、学校生活が家庭や地域社会と連続性を保ちつつ展開されるようにすること。(略) また*家庭との連携に当たっては、保護者との情報交換を設けたり(略)保護者の幼児期の教育に関する理解が深まるように配慮する。

改訂のポイント、補足・説明【解説① p 100～p 102】

- ・ *
- * 幼稚部においても、家庭や地域社会との連携・協力を努め、幼児の生活の充実と活性化を図ることが大切である。

指導計画を作成し指導を行う際には家庭や地域社会を含め幼児の生活全体を視野に入れ、幼児の障害の状態、興味や関心の方向や必要な経験などをとらえ、適切な環境を構成して、その生活が充実したものとなるようにすることが重要である。

2 特に留意する事項

(第3章第2の4 幼6ページ)

複数の種類の障害を併せ有する幼児

- 4 複数の種類の障害を併せ有する幼児の指導に当たっては、*専門的な知識や技能を有する教師間の協力の下に指導を行ったり、必要に応じて専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めたりするなどして、全人的な発達を促すようにすること。

改訂のポイント、補足・説明【解説① p 110～p 111】

- ・ 各学校における障害の重度・重複化、多様化に対応し、複数の種類の障害を併せ有する幼児の指導の充実を図る観点から、この留意事項は示されている。

- ・ *
- * 指導に当たっては、それぞれの障害についての専門的な知識や技能を有する教師間の協力の下に、一人一人の幼児について個別の指導計画を作成するなどして進めることが大切である。また、必要に応じて、専門の医師、保健師、あるいは特別支援教育センターや大学等の専門家の指導・助言を求めたり、連絡をとり合ったりすることが大切である。

(第3章第2の4 幼6ページ)

教育課程に係る教育時間の終了後等の教育活動

- 5 * 教育課程に係る教育時間の終了後等に幼児を対象に教育活動を行う場合は第1章の第1に示す幼稚部における教育の基本及び第2に示す幼稚部における教育の目標を踏まえて実施すること。その際、幼児の心身の負担、教育課程に基づく活動との関連、家庭との緊密な連携などに配慮すること。

改訂のポイント、補足・説明【解説① p 111～p 113】

- ・ *
- * あずかり保育の規定

- ・ 学校が行う教育活動であることから、幼稚部における教育の基本や教育の目標を踏まえた活動とする必要がある。これは必ずしも教育課程に係る教育時間に行う活動と同じように展開するものではないが、幼稚部における教育活動として適切な活動になるよう、幼稚部教育要領に示す教育の基本や目標を踏まえ、そこで示されている基本的な考え方によって幼稚部で行われる教育活動全体が貫かれ、一貫性をもったものとなるようにすることが大切である。

- ・ 実施に当たっての配慮事項
- ① 幼児の心身の負担が少なく、無理なく過ごせ

	よう工夫すること ② 教育課程に係る教育時間中における活動を考慮して教育課程に係る教育時間終了後等の教育活動を工夫すること ③ 保護者と情報交換するなど家庭と緊密な連携を図ること
--	---

(第3章第2の6 幼6 ページ)

センターとしての幼稚部運営	改訂のポイント, 補足・説明【解説① p 113～p 114】
6 幼稚部の運営に当たっては、*幼稚園等の要請により、障害のある幼児又は当該幼児の教育を担当する教師等に対して必要な助言又は援助を行ったり、地域の実態や家庭の要請等により障害のある乳幼児又はその保護者に対して早期からの教育相談を行ったりするなど、各学校の教師の専門性や施設・設備を生かした地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること。	* これまで特別支援学校が地域の実態や家庭の要請等に応じて、乳幼児やその保護者に対して行ってきた早期からの教育相談等のセンターとしての役割に加え、地域の幼稚園や保育所等の要請に応じて、障害のある幼児や担当する教師等に対する助言や援助を行うこと、その際学校として組織的に取り組むこと、他の特別支援学校や幼稚園等と連携を図ることが示された。 ・ 幼稚園教育要領等においては、特別支援学校の助言又は援助を活用しつつ、幼児児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが示された。

(第3章第2の7 幼6 ページ)

障害種別ごとに留意する事項	改訂のポイント, 補足・説明【解説① p 115～p 122】
7 以上のほか、次の事項に留意すること。	・ 幼児の障害の種類や程度等に応じた指導を一層進める観点から、障害種別ごとに示されている留意事項をより具体的に示し、内容の充実を図った。各障害種別の留意事項参考に

Q & A

Q 1 幼稚部における教育の基本の中に「人間形成の基礎を培うこと」と示されているがこれはどうしてか。

A : これは、教育基本法が改正され第11条に幼児期の教育が盛り込まれたことにより位置付けられた。幼稚園教育要領においても踏まえます。

Q 2 「障害による学習上又は生活上の困難」とは何か。何故この表現になったか。

A : 「障害による学習上又は生活上の困難」とは、例えば、目の病気や目が見えないことなどによってもたらされる日常生活や遊び等の諸活動における様々な困難や不自由な状態を意味している。と示されています。またこの表現は、学校教育法に書かれている表現で、より分かりやすい表現にしました。

Q 3 総合的な指導の中での「個別の指導計画」の作成は、どのように考えたらよいか。

A : 例えば、学級ごとなどの集団で行う遊びなどの指導計画に、個々の幼児の実態に応じて、一人一人の指導のねらいや、環境設定上又は指導上の配慮などを個別に付記するなどして個別の指導計画を作成し、それに基づく効果的な指導が行われるようにします。今後、研究をしていくことが必要です。